

## 埼玉県ロボティクスネットワーク規約

令和5年5月31日

### (名称)

第1条 本会の名称は、埼玉県ロボティクスネットワーク（略称「埼玉ロボネット」、英文名：SAITAMA Robotics Network（略称SRN））とする。

### (目的)

第2条 本会は、埼玉県が農業大学校跡地周辺地域に整備するSAITAMAロボティクスセンター（仮称）を拠点にロボット開発に関わる多様な主体が集まり、協働して社会的課題解決に資するロボットの開発及び社会実装を促進し、県内産業の振興と経済的発展を図ることを目的とする。

### (活動内容)

第3条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) ロボット開発に関する技術連携や取引拡大に向けた研究会、交流事業及び広報事業
- (2) ロボットに関する政策や技術動向の情報の共有及び普及
- (3) ロボットに関する人材の育成や企業等の技術水準の向上に関する事業
- (4) SAITAMAロボティクスセンター（仮称）の活用を促進する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (事務局)

第4条 本会の事務局を埼玉県産業労働部に置くものとする。

2 事務局の事務については、委託して処理することを妨げない。

### (会員)

第5条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する法人、団体又は個人とする。

### (入会)

第6条 本会に入会し会員となることを希望する場合、必要な情報（以下「登録情報」という。）を添えて事務局に参加申込を行うものとする。

2 事務局は、前項の申込があった場合、会員として登録する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 前条に該当しない場合
- (2) 登録情報に虚偽がある場合
- (3) 違法な行為又は公序良俗に反する若しくは本会の活動に関連して不当な利益を得るなど不適切な行為を行った場合
- (4) 暴力団員若しくは暴力団関係者である個人又はそれらのものが構成員である法人若しくは団体

(会費)

第7条 入会金及び年会費は無料とする。ただし、事務局が本会の事業の参加者から事業に必要な経費の全部又は一部を徴収することを妨げない。

(変更等の届出)

第8条 会員は、第6条の登録情報を変更し又は退会しようとするときは、事務局に届けるものとする。

(退会)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本会を退会するものとする。

- (1) 前条の規定により退会の届出を行った場合
- (2) 第6条第2項各号のいずれかに該当した場合
- (3) 事務局から連絡が取れなくなった場合

(会員情報)

第10条 本会の目的を達成するため、事務局は会員の同意を得たうえで会員の情報をホームページ等で公開することができる。

(研究会等の設置)

第11条 本会の目的を達成するため、分野別の研究会等を設置することができる。

- 2 会員は、希望する研究会に参加することができる。
- 3 本会の目的を達成するため、課題に対する検討会等を設置することができる。
- 4 外部の有識者等に対して、第1項又は前項の研究会等の本会事業にオブザーバーとして参加を求めることができる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は事務局が別に定めるものとする。

附 則

この規約は、令和5年7月25日から施行する。